議案第　３９　号

令　和　３　年　度

三宅町水道事業会計第2回補正予算

令和　３年　９月　３日　提出

三宅町長　　森　田　　浩　司

令和３年度三宅町水道事業会計第２回補正予算

第１条　令和３年度三宅町水道事業会計の補正予算（第２回）は、次に定めるところによる。

第２条　令和３年度三宅町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収　入　（科　目）	（既決予算額）千円	（補正予算額）千円	（計）　千円
第11款　水道事業収益	２８７，６３８	０	２８７，６３８
第01項　営業収益	１４９，６０２	０	１４９，６０２
第05項　営業外収益	５８，４４９	０	５８，４４９
第10項　特別利益	７９，５８７	０	７９，５８７

支　出　（科　目）	（既決予算額）千円	（補正予算額）千円	（計）　千円
第21款　水道事業費用	９８６，０５４	２，４０５	９８８，４５９
第01項　営業費用	１８９，４２５	２，４０５	１９１，８３０
第05項　営業外費用	２，６１０	０	２，６１０
第10項　特別損失	７９２，０１９	０	７９２，０１９
第15項　予備費	２，０００	０	２，０００

第３条　第３条中浄水場施設改修解体工事「２２８，０００千円」を「２９０，０００千円」に改める。

第４条　第５条から第８条までを１条ずつ繰り下げ、第４条の次に次の１条を加える。

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
浄水場施設解体改修工事	290，000千円	証書借入	3.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。）	借入先の融資条件による。ただし企業財政の都合により、措置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

令和　3　年度　補正予算実施計画
収益的収入及び支出

支　出

款	項	目	既決予算額	補正予定額	計	備　　考
			(千円)	(千円)	(千円)	(円)
21 水道事業費用			986,054	2,405	988,459	
	01 営業費用		189,425	2,405	191,830	
		01 原水及び浄水費	72,474	2,405	74,879	

令和　3　年度　　補正予算内訳書
収益的収入及び支出

支　出

款・項	目	既決予算額	補正予定額	計	明細		
					節	金　額	
		(千円)	(千円)	(千円)		(千円)	(円)
21 水道事業費用		986,054	2,405	988,459			
01 営業費用		189,425	2,405	191,830			
	01 原水及び浄水費	72,474	2,405	74,879			
					100 動力費	2,405	浄水場電気代増額 2,405,000円